

第2期

洞爺湖町アイヌ施策推進地域計画

～アイヌの慈父 白井柳治郎の想いを今、共生社会の実現へ～



北海道虻田郡洞爺湖町

2023 年 3 月



はじめに

近年アイヌの人々を取り巻く環境は国内外を問わず関心が高まり、平成 19 年(2007 年)の「先住民族の権利に関する国際連合宣言」の採択、平成 20 年(2008 年)の衆参両院本会議でのアイヌ民族を先住民族とすることを求める決議、さらに、これを受けて平成 21 年(2009 年)内閣官房長官が設置したアイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会の報告書がまとめられました。

これらの背景を踏まえ、令和元年 5 月 24 日施行「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」により、アイヌ民族が先住民族と明記され、アイヌの人々の社会的、経済的地位の向上、また民族としての誇りが尊重される共生社会の実現に向けての大きな一歩が踏み出されたところであります。

このことから、洞爺湖町においても、アイヌ施策を総合的に推進するための計画を策定し、先住民族であるアイヌの人々の生活向上とアイヌ文化の有形・無形の貴重な遺産を多くの人々が親しめる場の提供や、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される共生社会の実現を図る施策を推進してまいります。

目 次

- 1 アイヌ施策推進地域計画の名称・・・・・・・・・・・・・・・・P 1
- 2 アイヌ施策推進地域計画の作成主体の名称・・・・・・・・P 1
- 3 アイヌ施策推進地域計画の目標・・・・・・・・・・・・P 1～P2
 - (1) 地域におけるアイヌ文化等の現状及び課題
 - (2) アイヌ施策推進地域計画の目標
 - (3) 数値目標
- 4 アイヌ施策の推進に必要な事業に関する事項・・・・・・・・P 3
 - (1) アイヌ文化の保存又は継承に資する事業
 - (2) アイヌの伝統等に関する理解の促進に資する事業
 - (3) 観光の振興その他の産業の振興に資する事業
 - (4) 地域内若しくは地域間の交流又は国際交流の促進に資する事業
- 5 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 4
- 6 法第 15 条第 1 項の交付金を充てて行う事業の内容、期間及び事業費・・・P 4
 - (1) 文化振興事業
 - (2) 地域・産業振興事業
 - (3) コミュニティ活動支援事業
- 7 アイヌ施策の推進に必要な事業に関する事項・・・・・・・・P 5
- 8 目標の達成状況にかかる評価に関する事項・・・・・・・・P 6
 - (1) 目標の達成状況にかかる評価の手法
 - (2) 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容
 - (3) 目標の達成状況にかかる評価結果の公表の手法

1 アイヌ施策推進地域計画の名称

洞爺湖町アイヌ施策推進地域計画

2 アイヌ施策推進地域計画の作成主体の名称

北海道虻田郡洞爺湖町

3 アイヌ施策推進地域計画の目標

(1) 地域におけるアイヌ文化等の現状及び課題

洞爺湖町は、「トコタン」や「ポロモイ」などアイヌ語の由来の地名が多く残されているとともに、17世紀から18世紀の記録（1722年の松前藩の記録及び津軽藩史の記録文書）によると、14～15戸のアプタ・コタンがあったとされ、さらには、アイヌ民族の社会的地位の向上に尽力した白井柳治郎が、生涯に亘りアイヌの人々に寄り添い、励まし続けたことから「カムイ」と呼ばれ、町民から畏敬の念を持たれ、それが現在もこの町で語り継がれており、歴史的にもアイヌ文化との関わりが深い町であります。

洞爺湖町には、平成2年4月にアイヌ協会が設立され、協会の活動の場である本町生活館を拠点とし、アイヌ文化の振興や伝承を図るとともに、会員相互の親睦や交流を行っており、毎年9月には先住者や1822年（文政5年）の有珠山噴火でアプタ・コタンに居住し犠牲となった多くのアイヌの人々の御霊に対し、洞爺湖町先住民族慰霊祭を開催しています。

また、第2期洞爺湖町まちづくり総合計画の中で、地域福祉の充実の一環として、アイヌ文化の振興と伝統文化の普及啓発及びアイヌの人々の生活向上のための施策を推進しておりますが、当協会の高齢化や担い手不足などの理由から、文化伝承活動に対する次世代への継承が課題となっているところです。

洞爺湖アイヌ協会の活動拠点となっているアイヌ民族共生拠点施設「ウトゥラノ」（令和2年建設）において、地域住民がアイヌ文化に対し親しみや興味を深めてもらうための取り組みを行うとともに、アイヌ文化の魅力や伝統を伝えるための研修会・勉強会等の開催やアイヌ文化を体感するための施設整備の充実を図る必要があります。



※～白井柳治郎（1882年－1966年）～

明治33年、駒場農科大学付属農業養成所の1年在学中に、小谷部全一郎の講演を聞き、アイヌ教育に一生を捧げることを決意して、虻田（現洞爺湖町）に移住。移住後は教師となり、アイヌの学力向上、生活環境の改善に努め、40年間の長きに亘り校長生活が続けた。北海道の開拓が本格化したばかりの中で、差別や偏見に苦しみ、厳しい状況におかれていたアイヌの人々に寄り添い、励まし、生活向上のために奮闘する。このような無私の様々な実践から、「カムイ」（神）と呼ばれ、町民からも畏敬の念を持たれる存在となる。

○アイヌ関連団体

洞爺湖アイヌ協会

設立：※平成 2 年 4 月 1 日、代表者：藤野満裕 会員数：17 名)

※「設立」については規約施行日を記しているが、実際の協会団体の設立日は不明。

○アイヌ文化関連施設

名称：アイヌ民族共生拠点施設「ウトゥラノ」

(地域住民の交流の場としても活用)

所在：北海道虻田郡洞爺湖町本町 1 番地

現況：令和 2 年 12 月 18 日建設

(2) アイヌ施策推進地域計画の目標

アイヌ文化等の次世代への継承を確実なものとするとともに、地域に存するアイヌ文化等を発信し、内外におけるアイヌ関連の交流活動を活発化させ、魅力ある地域社会の形成を目標とする。

(3) 数値目標

事業内容	地域内及び地域間の交流並びに国際交流の促進に資する事業
KPI (重要業績評価指標)	共生拠点施設利用者数
令和 6 年度 (基準年度)	3,100 人／年間
令和 7 年度	3,250 人／年間
令和 8 年度 (中間年度)	3,410 人／年間
令和 9 年度	3,580 人／年間
令和 10 年度 (最終年度)	3,800 人／年間

4 アイヌ施策の推進に必要な事業に関する事項

(1) アイヌ文化の保存又は継承に資する事業

(2) アイヌの伝統等に関する理解の促進に資する事業

(3) 観光の振興その他の産業の振興に資する事業

(4) 地域内若しくは地域間の交流又は国際交流の促進に資する事業

◇アイヌ文化伝統承継事業

- ・拠点施設にコミュニティ活動支援員を配置し、各種教室（イナウ作製、アイヌ料理教室等）や研修会を開催する。

◇火棚（トゥナ）製作・設置事業

- ・拠点施設内へ儀式を正式に行われるための火棚を設置し、アイヌ儀式や文化振興、次世代への伝承を図る。

◇アイヌ民族学習支援後継者対策事業

- ・主に拠点施設において、アイヌの子どもたちを中心に、ＩＣＴを活用した学力向上をめざし、アイヌ民族の後継者支援を図る。

5 計画期間

アイヌ施策推進地域計画の認定の日から令和11年3月31日まで。

6 法第15条第1項の交付金を充てて行う事業の内容、期間及び事業費

(1) 文化振興事業

(2) 地域・産業振興事業

(3) コミュニティ活動支援事業

事業内容

①アイヌ民族学習支援後継者対策事業

事業期間：令和6年度～令和10年度

事業費：10,355 千円

②火棚（トゥナ）製作・設置事業

事業期間：令和6年度

事業費：1,858 千円

③アイヌ文化伝統承継事業

事業期間：令和6年度～令和10年度

事業費：27,065 千円

7 アイヌ施策の推進に必要な事業に関する事項

(1)「アイヌ施策の意義及び目標」との適合性（第1号基準）

◇4（4）に記載する事業は、アイヌ高齢者のコミュニティ活動の支援や、活動環境の改善を図ることによって、アイヌの人々が誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を図るものであり、共生社会の実現に寄与するものである。

(2) 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。（第3号基準）

◇事業の実施主体の特定

6の記載事業について、事業担当部署（洞爺湖町企画財政課・健康福祉課・洞爺湖町教育委員会社会教育課）において事業者を検討しており、その妥当性を検証している。

◇事業実施スケジュールの明確性

6で添付のスケジュールは、事業担当部署（洞爺湖町企画財政課・健康福祉課・洞爺湖町教育委員会社会教育課）より聞き取りを踏まえて作成したものであり、その妥当性を検証している。

◇地域住民の意見聴取

計画策定に当たり、洞爺湖アイヌ協会より意見を聴取している。

8 目標の達成状況にかかる評価に関する事項

(1) 目標の達成状況にかかる評価の手法

各事業に設定しているKPIについて、毎年度、洞爺湖アイヌ協会に対し達成状況の報告及び検証を行い、改善点を踏まえ計画期間の事業実施等に反映する。

(2) 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

◇評価の時期

計画期間における、毎年度3月末時点とする。

◇評価の内容

数値目標の達成状況について、洞爺湖アイヌ協会からの意見に基づき、翌年度以降の取組方針を決定する。

(3) 目標の達成状況にかかる評価結果の公表の手法

町の公式ウェブサイトにて公表を想定している。